

(令和3年1月1日現在)

(単位:円)

裁判官・検察官の給与月額表

裁判官		検察官		報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額
最高裁長官				2,010,000	402,000			2,412,000	5,689,807		5,689,807		40,323,614
最高裁判事		検事総長		1,466,000	293,200			1,759,200	4,149,879		4,149,879		29,410,158
東京高裁長官				1,406,000	281,200			1,687,200	3,980,034		3,980,034		28,206,468
高裁長官		東京高検検事長		1,302,000	260,400			1,562,400	3,685,636		3,685,636		26,120,072
		次長検事,検事長		1,199,000	239,800			1,438,800	3,394,069		3,394,069		24,053,738
判 1		検 1		1,175,000	235,000			1,410,000	1,340,381	1,985,750	1,340,381	1,985,750	23,572,262
判 2		検 2		1,035,000	207,000			1,242,000	1,180,676	1,749,150	1,180,676	1,749,150	20,763,652
判 3	簡○	検 3		965,000	193,000			1,158,000	1,100,823	1,630,850	1,100,823	1,630,850	19,359,346
判 4	簡 1	検 4		818,000	163,600			981,600	933,133	1,382,420	933,133	1,382,420	16,410,306
判 5	簡 2	検 5		706,000	141,200			847,200	805,369	1,193,140	805,369	1,193,140	14,163,418
判 6	簡 3	検 6	副○	634,000	126,800			760,800	723,235	1,071,460	723,235	1,071,460	12,718,990
判 7	簡 4	検 7	副 1	574,000	114,800			688,800	654,790	970,060	654,790	970,060	11,515,300
判 8		検 8	副 2	516,000	103,200			619,200	588,627	872,040	588,627	872,040	10,351,734
		簡 5	副 3	438,900	89,780	10,000		538,680	810,271	853,002	810,271	853,002	9,790,706
補 1	簡 6	検 9	副 4	421,500	86,300	10,000		517,800	778,660	819,185	778,660	819,185	9,409,290
補 2	簡 7	検 10	副 5	387,800	79,560	10,000		477,360	717,435	753,689	717,435	753,689	8,670,568
補 3	簡 8	検 11	副 6	364,900	75,680	13,500		454,080	641,120	667,219	641,120	667,219	8,065,638
補 4	簡 9	検 12	副 7	341,600	71,020	13,500		426,120	601,294	624,615	601,294	624,615	7,565,258
補 5	簡 10	検 13	副 8	319,800	67,260	16,500	19,000	422,560	587,933	419,257	587,933	419,257	7,085,100
補 6	簡 11	検 14	副 9	304,700	64,240	16,500	30,900	416,340	561,364	399,461	561,364	399,461	6,917,730
補 7	簡 12	検 15	副 10	287,500	60,800	16,500	45,100	409,900	531,101	376,912	531,101	376,912	6,734,826
補 8	簡 13	検 16	副 11	277,600	58,820	16,500	51,100	404,020	513,682	363,933	513,682	363,933	6,603,470
補 9	簡 14	検 17	副 12	256,300	54,560	16,500	70,000	397,360	456,597	321,400	456,597	321,400	6,324,314
補 10	簡 15	検 18	副 13	247,400	52,780	16,500	75,100	391,780	441,619	310,239	441,619	310,239	6,205,076
補 11	簡 16	検 19	副 14	240,800	51,460	16,500	83,900	392,660	412,090	288,237	412,090	288,237	6,112,574
補 12	簡 17	検 20	副 15	234,900	50,280	16,500	87,800	389,480	402,611	281,175	402,611	281,175	6,041,332
			副 16	223,600	48,020	16,500		288,120	384,458	267,649	384,458	267,649	4,761,654
			副 17	215,800	46,460	16,500		278,760	355,419	246,012	355,419	246,012	4,547,982

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、配偶者(3,500円又は6,500円)及び子1人(10,000円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5、簡10、検13、副8」から「補12、簡17、検20、副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。  
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3.35月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1～8」、「簡○～4」、「検1～8」及び「副○～2」の者は、期末手当(1.35月分)及び勤勉手当(2.0月分)を、「補1～4」、「簡5～9」、「検9～12」及び「副3～7」の者については、期末手当(2.15月分)及び勤勉手当(2.3月分)を、「補5」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2.55月分)及び勤勉手当(1.9月分)をそれぞれ掲げた。  
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3、4」、「簡8、9」、「検11、12」及び「副6、7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の20%を加算し、「補5～8」、「簡10～13」、「検13～16」及び「副8～11」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の15%を、「補9、10」、「簡14、15」、「検17、18」及び「副12、13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11、12」、「簡16、17」、「検19、20」及び「副14～16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。